



島根県報

平成27年12月22日（火）

第2,762号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

青少年に販売等してはならない図書類	（青少年家庭課）	2
都市計画事業変更の認可	（下水道推進課）	2
建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更	（建築住宅課）	2

【公 告】

都市計画決定の図書の縦覧	（都市計画課）	3
都市計画変更の図書の縦覧	（ " ）	4

【特定調達公告】

平成27年度における特定調達による賃貸借に係る競争入札の参加資格等	（港湾空港課）	4
来居港仮設ターミナルの調達に係る一般競争入札の実施	（ " ）	4

告 示**島根県告示第817号**

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第6条第1項の規定により、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定するので、同条例第27条の規定により告示する。

平成27年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定番号	種類	図 書 名 称	発行・出版社名	指定の理由
16034	雑誌	mini SUGAR 1月号	(株)秋水社	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
16035	雑誌	恋愛パステル 1月号	宙あおぞら出版	
16036	雑誌	実録衝撃事件暴走人間スペシャル	(株)コアマガジン	
16037	雑誌	日本で本当に行われていた恐るべき拷問と処刑の歴史	水図社	
16038	雑誌	実話ナックルズ12月号	ミリオン出版	

島根県告示第818号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称
大田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大田都市計画下水道事業
温泉津町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成16年6月25日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

島根県告示第819号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日

		変 更 前	変 更 後	
株式会社建 築構造セン ター	東京都新宿 区新宿一丁 目8番1号	島根県松江市中原町6番地 東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大 橋御苑駅ビル6階 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28 号 カメイ仙台グリーンシティ3階 福島県郡山市中町11番5号 やまのい ビル1003号室 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2 番3号 さいたま浦和ビルディング3 階 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19 号 日総第8ビル8階 長野県長野市南県町1082番地 KOYO南県町ビル5階 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19 号 成広ビル2階 広島県広島市中区八丁堀15番6号 広 島ちゅうぎんビル704-2号室 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 いちご佐賀ビル704号室 長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビ ル8階 宮城県宮崎市川原町5番10号 ミネッ クス川原8階 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖 縄県建設会館4階	島根県松江市中原町6番地 東京都新宿区新宿一丁目8番1号 大 橋御苑駅ビル6階 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28 号 カメイ仙台グリーンシティ3階 福島県郡山市中町11番5号 やまのい ビル1003号室 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2 番3号 さいたま浦和ビルディング3 階 神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19 号 日総第8ビル8階 長野県長野市南県町1082番地 KOYO南県町ビル5階 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号 久屋パークビル7階 岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19 号 成広ビル2階 広島県広島市中区八丁堀15番6号 広 島ちゅうぎんビル704-2号室 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング601号室 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号 いちご佐賀ビル704号室 長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビ ル8階 宮城県宮崎市川原町5番10号 ミネッ クス川原8階 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室 沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号 沖 縄県建設会館4階 千葉県船橋市葛飾町二丁目402番3号 丸庄ビル1階 福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3階	平成28年1 月15日

公

告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたの

で、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
雲南都市計画特別用途地区
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
雲南都市計画公園
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

特 定 調 達 公 告

平成27年度において賃貸借に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 特定調達契約により調達をする物品の種類
来居港仮設ターミナル
- 2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新手続
物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成27年12月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
来居港仮設ターミナル 一式
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書による。

(3) 貸借期間

平成28年3月28日（月）から平成29年7月31日（月）まで

(4) 貸借物件設置期限

平成28年3月24日（木）

(5) 貸借物件撤去期限

平成29年8月31日（木）

(6) 設置場所

島根県隠岐郡知夫村来居1730-17 島根県管理港湾来居港

(7) 入札方法

入札金額は、借入に要する一切の諸経費を含めた総価で入札に付すこと。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、平成28年3月28日から平成29年3月31日までの貸借に係る金額には、当該金額の8パーセント、平成29年4月1日以降の貸借に係る金額には、当該金額の10パーセントに相当する額を、それぞれ加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を以下の計算式に当てはめ、得られた金額を入札書に記載すること。

（計算式）

入札書記載金額＝平成28年3月28日から平成29年3月31日までの貸借に係る金額の108分の100に相当する金額＋平成29年4月1日以降の貸借に係る金額の110分の100に相当する金額

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「14借入品類」中分類「(9)その他」に登録されている者であること。
- (4) 本説明書に示した貸借物件の設置及び撤去が履行期限までに十分に可能な者であること。
- (5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札手続等

(1) 入札書の提出場所、契約を交わす場所及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁

島根県土木部港湾空港課（電話0852-22-6572 ファクシミリ0852-31-6247）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成27年12月22日（火）から平成28年1月15日（金）午後5時までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する。

(3) 入札書の提出期限等

ア 日時

平成28年2月1日（月）午前10時まで（郵便入札にあっては、平成28年2月1日（月）午前9時必着）

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁 本庁舎 会議棟 第3会議室 (郵便入札にあつては、(1)の場所)

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年2月1日(月) 午前10時から

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁 本庁舎 会議棟 第3会議室

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札時に納付しなければならない。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号及び第7号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を3の(1)の場所に平成28年1月15日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度として行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied : Temporary Terminal at Kurii Port (1)

(2) Period of Lease : March 28th, 2016 - July 31st, 2017

(3) Deadline for installation : March 24th, 2016

(4) Installation location : Shimane Prefecture Kurii Harbor Management Shimane-ken, Oki-gun, Chibu-mura, Kurii Port, 1730-17

(5) Deadline for removal : August 31st, 2017

(6) Deadline for submitting form of tender : February 1st, 2016 10:00 a.m. (Applications by mail must arrive at the Office above by 9:00 a.m. on February 1st, 2016)

(7) Bidding Start Date and Time : February 1st, 2016 from 10:00 a.m.

(8) Please bring the form of tender, information, and send inquiries to the following address : Shimane Prefectural Office, Conference Building, Room 3 Main Government Building 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken

By Mail : Shimane Prefecture Department of Public Works Harbor and Airport Division Shimane Prefectural Office 1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501

Telephone : 0852-22-6572 Fax : 0852-31-6247